

※別添写しについては、添付を省略しています。

消表対第667号
平成30年6月15日

株式会社ブレインハーツ
代表取締役 須野 裕 殿

消費者庁長官 岡村 和美
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が供給する「グリーンシェイパー」と称する食品（以下「本件商品」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第5条の規定により禁止されている同条第1号又は第2号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第7条第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

(1) 貴社は、貴社が一般消費者に販売する本件商品に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、後記2(3)のアフィリエイトサイトからハイパーリンクにより「roifleur」と称する自社ウェブサイト（以下「自社ウェブサイト」という。）に遷移する動線を含めることとし、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。

ア 貴社は、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、遅くとも平成29年5月19日から同年8月23日までの間、自社ウェブサイトにおいて、別表「表示内容」欄記載のとおり記載することにより、あたかも、本件商品を摂取するだけで、短期間で容易に著しい痩身効果が得られ、かつ、痩身後の体重を維持することができるかのように示す表示をしていたこと。

イ(ア) 貴社は、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、遅くとも平成29年5月19日から同年8月23日までの間、自社ウェブサイトにおいて、「通常価格14,900円(税抜)⇒限定特価2,980円(税抜)」と記載することにより、あたかも、「通常価格」と称する価額は、本件商品について通常販売している価格であり、実際の販売価格が当該通常販売している価格に比して安いかのように表示していたこと。

(イ) 実際には、「通常価格」と称する価額は、貴社が任意に設定したものであって、貴社において販売された実績のないものであったこと。

ウ 前記アの表示は、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。

エ 前記イ(ア)の表示は前記イ(イ)のとおりであって、本件商品の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であり、景品表示法に違反するものであること。

(2) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し

ア 表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)アの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。

イ 前記(1)イの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。

(3) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し

ア 表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)アの表示と同様の表示をしてはならない。

イ 前記(1)イの表示と同様の表示を行うことにより、当該商品の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示をしてはならない。

(4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいてとった措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

(1) 株式会社ブレインハーツ（以下「ブレインハーツ」という。）は、大阪市北区豊崎3-15-5に本店を置き、健康食品、化粧品、下着等の販売業等を営む事業者である。

(2) ブレインハーツは、本件商品を通信販売の方法等により一般消費者に販売している。

(3) ブレインハーツは、本件商品に係る自社ウェブサイトの表示内容を自ら決定している。また、ブレインハーツは、広告代理店を通じて、アフィリエイトサイト（ブログ、口コミサイト等のウェブサイトの運営者が広告主からの依頼により当該広告主が供給する商品又は役務の紹介、バナー広告等を当該ウェブサイトに掲載し、当該ウェブサイトを通じて広告主の商品又は役務の購入等があった場合に、当該ウェブサイトの運営者に対し、広告主から成功報酬が支払われる仕組みを有するウェブサイトをいう。）の運営者に対し、本件商品に係る自社ウェブサイトを提示するなどして、当該自社ウェブサイトの記載内容を踏まえた本件商品に係る口コミ、ブログ記事等を作成させ、当該自社ウェブサイトへのハイパーリンクと共に当該アフィリエイトサイトに掲載させていた。

(4)ア(ア) ブレインハーツは、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、遅くとも平成29年5月19日から同年8月23日までの間、自社ウェブサイトにおいて、別

表「表示内容」欄記載のとおり記載することにより、あたかも、本件商品を摂取するだけで、短期間で容易に著しい痩身効果が得られ、かつ、痩身後の体重を維持することができるかのように示す表示をしていた。

(イ) 消費者庁長官は、前記(ア)の表示について、景品表示法第5条第1号に該当する表示か否かを判断するため、同法第7条第2項の規定に基づき、ブレインハーツに対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、ブレインハーツは、当該期間内に当該資料を提出しなかった。

イ(ア) ブレインハーツは、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、遅くとも平成29年5月19日から同年8月23日までの間、自社ウェブサイトにおいて、「通常価格14,900円(税抜)⇒限定特価2,980円(税抜)」と記載することにより、あたかも、「通常価格」と称する価額は、本件商品について通常販売している価格であり、実際の販売価格が当該通常販売している価格に比して安いかのように表示していた。

(イ) 実際には、「通常価格」と称する価額は、ブレインハーツが任意に設定したものであって、ブレインハーツにおいて販売された実績のないものであった。

3 法令の適用

前記事実によれば

- (1) ブレインハーツが自己の供給する本件商品の取引に関し行った表示は、景品表示法第7条第2項の規定により、同法第5条第1号に該当する、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示とみなされるものである。
- (2) ブレインハーツは、自己の供給する本件商品の取引に関し、本件商品の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるため、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであり、この表示は、景品表示法第5条第2号に該当するものである。
- (3) 前記(1)の表示をしていた行為及び前記(2)の行為は、景品表示法第5条の規定に違反するものである。

4 法律に基づく教示

- (1) 行政不服審査法(平成26年法律第68号)第82条第1項の規定に基づく教示
この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求



をすることができる。

(注) 行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

- (2) 行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第46条第1項の規定に基づく教示訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国(代表者法務大臣)を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

(注1) 行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

(注2) 行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

表示内容（別添写し）
<ul style="list-style-type: none"> ・「※事実※ H a l f 5 0 認定の本商品と同等量の他社商品（非認定）を3000名におよぶ男女モニター対象に2週間摂取させた臨床試験の結果」と記載した上で以下のとおり記載 <ul style="list-style-type: none"> 「届出に使用した研究論文でグラフ化」と記載するとともに折れ線グラフを掲載した上で「腹部脂肪面積の変化量 平均-28cm² 内臓脂肪平均8cm² 皮下脂肪平均13cm²」 「2週間の使用で内臓脂肪28cm²減 脂肪約18.9kg分の減量を臨床試験より記録！ 脂肪18.9kg 米袋2個分の脂肪がお腹から除去！！」 「CTスキャンより比較 内臓脂肪が多い方 正常まで激減」と記載するとともに人体の断面図の画像を掲載した上で「内臓脂肪面積：177.8cm² 内臓脂肪面積：72.4cm² もともと内臓脂肪が多い方は米袋2個分に相当する減量が臨床結果より数値で出ています」 ・「グリーンシェイパーを毎日2粒摂取して14日間の使用で体重-12.8kg以上をお約束します」と記載 ・「他社製品と比較して確かな減量を実感できる理由は・・・ [1] 脂肪溶解 [2] 減量持続 [3] 脂肪燃焼 [4] 代謝上昇 脂肪を分解するのに必要な4つの代謝システムを全てフル稼働！！」と記載 ・「h a l f 5 0 認定グリーンシェイパーは通常運動によってエネルギーに変換されるシステムを飲むだけにより可能にしたサプリです」と記載 ・「BMI 25以上肥満気味男女3000名を対象に臨床試験を実施！！ 最も体重が減りにくいといわれる40代男女モニターから基礎代謝の高い20代まで幅広い年齢を対象に確かな結果を残しています！」と記載 ・「【医療特許取得済】『グリーンシェイパー』は緑の痩身成分配合 H a l f 5 0 認定製品です 臓脂肪・皮下脂肪に加え異所性脂肪に働く短期集中減量法です」と記載 ・「Green Shaperを有効的お使いいただく為に【痩身経過】をご説明します」と記載した上で以下のとおり記載 <ul style="list-style-type: none"> 「まずは6錠で2キロ落としてください」と記載するとともに「第1段階 飲んだ瞬間から体重減少が開始」と記載した上で「（使用2時間～120時間） =====減量目安（-3～7kg） 『グリーンシェイパー』は実行後120時間（5日間）で大きな変化が現れるのが特長です まず、体についている過剰な脂肪を全て0にします」及び「グリーンシェイパーはまず、カロリー吸収量を大幅に低下させます 新たなカロリーが供給されないことで体は今についている余分な脂肪を燃やしてエネルギーとします。これにより体についている余分な脂肪が大

幅に減少します。」

「第2段階」と記載した上で「(使用120時間～240時間) =====
減量目安(－5～20kg) 第2段階は体に残った全ての脂肪を一斉に減少させま
す。脂肪分解力、基礎代謝、脂肪燃焼力を大幅に引きあげます。これにより、大幅な
ヤセ体型をつくりだします」及び「何もしなくても消費カロリーが1日1200k
cal⇒2980kcalと上昇し 2時間ごとに体脂肪率が1.8%ずつ減少し
ていきます」

「第3段階」と記載した上で「(使用240時間～360時間)
=====減量目安(－3～6kg) 最後のステップは体重の定着で
す。体が新たに脂肪をつけることができない状態になり 使用後も落と
した体重が
ほぼ戻りません。本来、人間の体重は急激に落とすとリバウンドする特長を持っ
ています。これを防ぐためグリーンシェイパーは独自の痩身理論を実現。落と
した体
重を定着させます」

消表対第668号
平成30年6月15日

株式会社ブレインハーツ
代表取締役 須野 裕 殿

消費者庁長官 岡村 和美
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が供給する「アストロンα」と称する食品（以下「本件商品」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第5条の規定により禁止されている同条第1号又は第2号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第7条第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

(1) 貴社は、貴社が一般消費者に販売する本件商品に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。

ア 貴社は、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、平成29年4月8日から平成30年1月14日までの間、「輝.com」と称する自社ウェブサイト（以下「自社ウェブサイト」という。）において、別表「表示内容」欄記載のとおり記載することにより、あたかも、本件商品を7日間摂取するだけで、その後1か月間にわたり痩身作用が持続することにより、容易に著しい痩身効果が得られるかのように示す表示をしていたこと。

イ(ア) 貴社は、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、平成29年4月8日から平成30年1月14日までの間、自社ウェブサイトにおいて、「メーカー希望小売価格27,000円 ↓↓↓【特別モニター限定価格】2,980円」と記載することにより、あたかも、本件商品にはメーカー希望小売価格が設定されており、実際の販売価格が当該メーカー希望小売価格に比して安いかのように表示していたこと。

(イ) 実際には、本件商品にはメーカー希望小売価格は設定されていなかったこと。

ウ 前記アの表示は、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。

エ 前記イ(ア)の表示は前記イ(イ)のとおりであって、本件商品の取引条件について、実

際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であり、景品表示法に違反するものであること。

- (2) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し
- ア 表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)アの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。
- イ 前記(1)イの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。
- (3) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し
- ア 表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)アの表示と同様の表示をしてはならない。
- イ 前記(1)イの表示と同様の表示を行うことにより、当該商品の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示をしてはならない。
- (4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいてとった措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

- (1) 株式会社ブレインハーツ（以下「ブレインハーツ」という。）は、大阪市北区豊崎3-15-5に本店を置き、健康食品、化粧品、下着等の販売業等を営む事業者である。
- (2) ブレインハーツは、本件商品を通信販売の方法により一般消費者に販売している。
- (3) ブレインハーツは、本件商品に係る自社ウェブサイトの表示内容を自ら決定している。
- (4)ア(ア) ブレインハーツは、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、平成29年4月8日から平成30年1月14日までの間、自社ウェブサイトにおいて、別表「表示内容」欄記載のとおり記載することにより、あたかも、本件商品を7日間摂取するだけで、その後1か月間にわたり痩身作用が持続することにより、容易に著しい痩身効果が得られるかのように示す表示をしていた。
- (イ) 消費者庁長官は、前記(ア)の表示について、景品表示法第5条第1号に該当する表示か否かを判断するため、同法第7条第2項の規定に基づき、ブレインハーツに対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、ブレインハーツは、当該期間内に当該資料を提出しなかった。
- イ(イ) ブレインハーツは、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、平成29年4月8日から平成30年1月14日までの間、自社ウェブサイトにおいて、「メーカー希望小売価格27,000円 ↓↓↓ 【特別モニター限定価格】2,980円」と記載することにより、あたかも、本件商品にはメーカー希望小売価格が設定されており、実際の販売価格が当該メーカー希望小売価格に比して安いかのよ

うに表示していた。

(イ) 実際には、本件商品にはメーカー希望小売価格は設定されていなかった。

3 法令の適用

前記事実によれば

- (1) ブレインハーツが自己の供給する本件商品の取引に関し行った表示は、景品表示法第7条第2項の規定により、同法第5条第1号に該当する、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示とみなされるものである。
- (2) ブレインハーツは、自己の供給する本件商品の取引に関し、本件商品の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるため、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであり、この表示は、景品表示法第5条第2号に該当するものである。
- (3) 前記(1)の表示をしていた行為及び前記(2)の行為は、景品表示法第5条の規定に違反するものである。

4 法律に基づく教示

- (1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示
この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。
(注) 行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。
- (2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示
訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。
(注1) 行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

(注2) 行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があった場合には、この処分取消しの訴えは、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分取消しの訴えを提起することができなくなる。

表示内容（別添写し）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 「7日間飲むと1ヶ月体重が減少し続ける『持続性減量カプセル』」と記載 ・ 「アストロンα 200mg錠は既に1741件の肥満解消例がある製薬会社開発の減量専門カプセルです」と記載 ・ 「7日間の使用で約1ヶ月減量効果が持続」と記載 ・ 「アストロンαは飲まなかった場合と比べ12倍以上の減量速度が持続 それに加え▼ ▼ ▼ ●8倍以上の体脂肪減少速度が約1ヶ月間、持続 ●15倍以上のウエストサイズ減少速度が約1ヶ月間、持続 ●1.5倍以上の排便回数が約1ヶ月間、持続↓↓↓↓1ヶ月もの間体重が確実に減り続けます」と記載 ・ 「15kg以上の減量は必ず想定してください」と記載 ・ 「3つの精密な測定で持続減量の有効性が確認されています↓↓↓↓↓」と記載した上で以下のとおり記載 <ul style="list-style-type: none"> 「【測定1】顔表面の脂肪量測定」と記載するとともに人の顔を比較した画像を掲載した上で「2010年1月27日⇒2月27日 432d1t⇒293d1t ▼ ▼ ▼顔表面脂肪が-32%減少！！1ヶ月の経過で顔のムダな脂肪がほぼ消滅しました」 「さらに体内の脂肪も！！↓↓↓↓↓【測定2】血液内脂肪量測定 2010年1月27日 これが驚愕の血液採取データです！！2010年2月27日」と記載するとともに折れ線グラフを掲載した上で「【体内コレステロール値】282mg/d1⇒92mg/d1 ▼ ▼ ▼体内の脂肪も3分の1まで減少し続けました」 「そして全身の脂肪も！！↓↓↓↓↓【測定3】脂肪透視装置による全身の脂肪量測定アストロンα7日間使用⇒1ヶ月経過後」と記載するとともに人体の透過図を比較した画像を掲載した上で「2010年1月27日⇒2月27日 ▼ ▼ ▼脂肪透視装置で確認しても確実に減少！！▼ ▼ ▼」 「結果 1ヶ月で見た目が別人のように！！」と記載するとともに人の身体を比較した画像を掲載した上で「56.7kg⇒42.1kg！！▼ ▼ ▼1ヶ月で-14.6kg減少！！ ●体脂肪-21% ●太もも-12.2cm ●ウエスト-16.3cm ●二の腕-8.4cm 1週間程度のダイエットでは落とすのが不可能な長年体にこびりついたガンコな脂肪も1ヶ月の持続減量ならあとかたも無く確実に消滅！！」 ・ 「製品特長 ■2週目から減量の進行が見られます。ただし、飲用2～3日目から減量が起こるケースもあります ■成分を長期的に時間をかけて作用させることで、長年たまった脂肪も分解可能にします ■短期的なダイエットで効果がなかった方に絶大な威力が発揮されることが確認されています」と記載 ・ 「■製品特性 ●7日間の連続使用で約1ヶ月、減量作用が続く新開発の『持続性減量カプセル』です。 ●配合された抗肥満成分が脂肪を消費しやすい体質をつくりだし、継続的な減量状態に入ります 7日飲めば1ヶ月続く↓↓↓アストロンαはカ

プセルの中に濃縮配合された抗肥満成分を7日間かけて一定量体に吸収させることで長期間の減量効果を生み出します 一度、減量が持続状態になると、何もしなくても体重が減り続けるようになります その効果は7日の使用で ・約1ヶ月間、持続的に体重、体脂肪減少 ・約1ヶ月間、持続的に中性脂肪、コレステロール減少 ・約1ヶ月間、持続的に排便回数増加」と記載

- ・ 「■作用 体重減少、脂肪蓄積防止、腹囲サイズ減少、内臓脂肪減少、カロリー吸収低下、アブラ分吸収防止、脂肪消費機能向上、コレステロール改善、中性脂肪減少、体重減少効果、脂肪蓄積抑制、便秘改善、満腹感、糖吸収抑制」と記載
- ・ 「このBMI 4.5以上の肥満患者にのみ『投与』できる製薬会社の特許成分α型痩身原料を医療用の特殊カプセルを使用することで 過剰濃縮して配合 わずか7日間の体内投入で約1ヶ月の持続減量を可能にしました これにより通常の成分の場合 ▼ ▼ ▼」と記載するとともに折れ線グラフを掲載した上で「体重は一時的に減りますが、効果はすぐになくなり体重は元に戻ります」と記載した上で「しかし本品の場合 ▼ ▼ ▼」と記載するとともに折れ線グラフを掲載した上で「減量効果が長い時間をかけて持続的に作用するため約1ヶ月もの間、体重が減少し続けます つまり長期間持続的に作用し続けることでこれまで落とせなかった長年体にこびりついたガンコな脂肪まで分解！！」と記載
- ・ 「アストロンαは製薬会社の痩身用カプセルです 臨床試験により極めて強力な作用が確認されています」と記載
- ・ 「7日飲めば1ヶ月減量作用が続く 本当に簡単です」と記載

消表対第669号
平成30年6月15日

株式会社ブレインハーツ
代表取締役 須野 裕 殿

消費者庁長官 岡村 和美
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が供給する「スリムイヴ」と称する食品（以下「本件商品」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第5条の規定により禁止されている同条第1号又は第2号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第7条第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

(1) 貴社は、貴社が一般消費者に販売する本件商品に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、後記2(3)のアフィリエイトサイトからハイパーリンクにより「輝.com」と称する自社ウェブサイト（以下「自社ウェブサイト」という。）に遷移する動線を含めることとし、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。

ア 貴社は、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、遅くとも平成28年11月15日から平成29年10月18日までの間、自社ウェブサイトにおいて、別表「表示内容」欄記載のとおり記載することにより、あたかも、本件商品を摂取するだけで、短期間で容易に著しい痩身効果が得られるかのように示す表示をしていたこと。

イ(ア) 貴社は、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、遅くとも平成28年11月15日から平成29年10月18日までの間、自社ウェブサイトにおいて、「通常価格14,800円(税別)↓↓↓↓モニター価格2,980円(税別)」と記載することにより、あたかも、「通常価格」と称する価額は、本件商品について通常販売している価格であり、実際の販売価格が当該通常販売している価格に比して安いかのように表示していたこと。

(イ) 実際には、「通常価格」と称する価額は、貴社が任意に設定したものであって、貴社において販売された実績のないものであったこと。

ウ 前記アの表示は、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。

エ 前記イ(7)の表示は前記イ(4)のとおりであって、本件商品の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であり、景品表示法に違反するものであること。

(2) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し

ア 表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)アの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。

イ 前記(1)イの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。

(3) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し

ア 表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)アの表示と同様の表示をしてはならない。

イ 前記(1)イの表示と同様の表示を行うことにより、当該商品の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示をしてはならない。

(4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいてとった措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

- (1) 株式会社ブレインハーツ（以下「ブレインハーツ」という。）は、大阪市北区豊崎3-15-5に本店を置き、健康食品、化粧品、下着等の販売業等を営む事業者である。
- (2) ブレインハーツは、本件商品を通信販売の方法等により一般消費者に販売している。
- (3) ブレインハーツは、本件商品に係る自社ウェブサイトの表示内容を自ら決定している。また、ブレインハーツは、広告代理店を通じて、アフィリエイトサイト（ブログ、口コミサイト等のウェブサイトの運営者が広告主からの依頼により当該広告主が供給する商品又は役務の紹介、バナー広告等を当該ウェブサイトに掲載し、当該ウェブサイトを通じて広告主の商品又は役務の購入等があった場合に、当該ウェブサイトの運営者に対し、広告主から成功報酬が支払われる仕組みを有するウェブサイトをいう。）の運営者に対し、本件商品に係る自社ウェブサイトを提示するなどして、当該自社ウェブサイトの記載内容を踏まえた本件商品に係る口コミ、ブログ記事等を作成させ、当該自社ウェブサイトへのハイパーリンクと共に当該アフィリエイトサイトに掲載させていた。
- (4) ア(7) ブレインハーツは、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、遅くとも平成28年11月15日から平成29年10月18日までの間、自社ウェブサイトにおいて、別表「表示内容」欄記載のとおり記載することにより、あたかも、本件商品を摂取するだけで、短期間で容易に著しい痩身効果が得られるかのように示

す表示をしていた。

(イ) 消費者庁長官は、前記(ア)の表示について、景品表示法第5条第1号に該当する表示か否かを判断するため、同法第7条第2項の規定に基づき、ブレインハーツに対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、ブレインハーツは、当該期間内に当該資料を提出しなかった。

イ(ア) ブレインハーツは、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、遅くとも平成28年11月15日から平成29年10月18日までの間、自社ウェブサイトにおいて、「通常価格14,800円(税別)↓↓↓↓ モニター価格2,980円(税別)」と記載することにより、あたかも、「通常価格」と称する価額は、本件商品について通常販売している価格であり、実際の販売価格が当該通常販売している価格に比して安いかのように表示していた。

(イ) 実際には、「通常価格」と称する価額は、ブレインハーツが任意に設定したものであって、ブレインハーツにおいて販売された実績のないものであった。

3 法令の適用

前記事実によれば

- (1) ブレインハーツが自己の供給する本件商品の取引に関し行った表示は、景品表示法第7条第2項の規定により、同法第5条第1号に該当する、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示とみなされるものである。
- (2) ブレインハーツは、自己の供給する本件商品の取引に関し、本件商品の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるため、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであり、この表示は、景品表示法第5条第2号に該当するものである。
- (3) 前記(1)の表示をしていた行為及び前記(2)の行為は、景品表示法第5条の規定に違反するものである。

4 法律に基づく教示

- (1) 行政不服審査法(平成26年法律第68号)第82条第1項の規定に基づく教示
この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

(注) 行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

(2) 行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第46条第1項の規定に基づく教示訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国(代表者法務大臣)を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

(注1) 行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

(注2) 行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

表示内容 (別添写し)

- ・「食べたものを体に吸収させずに全部出してしまふことができれば絶対に太らないのです もしあなたが太りやすくて悩んでいるならば 全部出す体を手に入れれば確実に痩せます なんと！！103, 269人が効果を実証」と記載
- ・「たった7日でも限界まで細くする 禁断の速効性痩身茶 1日1杯で【痩身サイクル】が飲み続ける限り続きます」と記載
- ・「速効性痩身茶」と記載
- ・「ただでさえ簡単に痩せられると話題のデトックスティーですが通常使われる茶葉を凝縮しさらに[漢方生薬のちから]を合わせたら一数時間で溶かし出す脂肪溶解茶ができました！！それが速効性痩身茶【スリムイヴ】」と記載
- ・「【スリムイヴ】は簡単 一日1回、夜お飲みください 寝てる間に痩せる急速 ティートックス法」と記載
- ・「速効性痩身茶【スリムイヴ】には食べても太らない痩せ体質に変換させる要素がギッシリ 詰まっています」と記載
- ・「いくら食べても吸収せずにそのまま排出▼▼▼▼▼カロリー吸収がほぼゼロ これを可能にしたのが↓↓↓↓【スリムイヴ】に大量配合された統合漢方生薬【全油解薬混合薬】—ぜんゆげやくこんごうは— 冬葵子(とうきし) 対葉豆(たいようとう) 決明子(けつめいし) この3つの生薬をあるバランスで混合させると 体中の脂肪をすべて出し切ることができるのです」と記載
- ・「この痩身茶の脂肪溶解排出力の▼凄さがこれです▼」と記載するとともに人の身体を比較した画像を掲載した上で「飲食直後⇒5日間経過 ↓ ↓ ↓この人の場合たった5日間で全て溶解 ↓この方法を実行して↓≫体脂肪率1ケタ台<<になってしまった人が ↓ ↓ ↓200名中 ≫49名も<< どんなに食べても ≫太れない体質<< に変えてしまえば 体重が減るのはあたりまえなんです 飲んで5分後 腹部にポカポカ感を感じたら激痩せの合図 朝起きると…濃く濁った脂肪尿が≫ドバドバ排出<<」
- ・「さらに大量のアブラ便が！！ ↓ ↓ ↓ 開始後たった7日で▼これだけの変化が▼」と記載するとともに人の身体及び人体の断面図を比較した画像を掲載した上で「61kg ⇒49kg 内臓脂肪面積-36%」と記載
- ・「▼使用期間20日で▼」と記載するとともに人の身体を比較した画像を掲載した上で「体重71kg ⇒47kg 【-24kg減】体脂肪率⇒驚異の9%！ 全身のつまめる肉がなくなった 実際にこれだけの違いが証明されています」と記載
- ・「※必ず※お守り下さい 本品は速効性痩身茶です 短期間での【大幅減量の可能性】があるため濃度をご自分で調節してください」と記載
- ・「※この痩身茶は肥満者特有の原因を追及し、体質に関わらず痩せるよう成分調合しています ※健康上の理由で一刻も早く減量しなくてはならない人向けの強力濃度処方です！！」と記載

- ・「夜飲んで寝てる間に痩せる↓↓↓↓速効性痩身茶【スリムイヴ】」と記載
- ・「どれだけ食べても↓↓↓食べた脂肪を胃と腸でブロック↓↓↓吸収される間もなくゴツリすべて排出 通常の痩身茶として使われる量の36倍の茶葉が配合されています 飲用後約6～8時間で脂肪が排出されるほど強力 さらに脂肪燃焼力デトックス力を強化」と記載

消表対第670号
平成30年6月15日

株式会社ブレインハーツ
代表取締役 須野 裕 殿

消費者庁長官 岡村 和美
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が供給する「恋白美スキンソープ」と称する石けん（以下「本件商品」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第5条の規定により禁止されている同条第1号又は第2号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第7条第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

(1) 貴社は、貴社が一般消費者に販売する本件商品に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、後記2(3)のアフィリエイトサイトからハイパーリンクにより「r o i f l e u r」と称する自社ウェブサイト（以下「自社ウェブサイト」という。）に遷移する動線を含めることとし、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。

ア 貴社は、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、遅くとも平成29年3月28日から同年10月18日までの間、自社ウェブサイトにおいて、別表「表示内容」欄記載のとおり記載することにより、あたかも、本件商品を使用するだけで、短期間で容易に、シミ、しわ及びたるみを解消又は軽減するとともに肌本来の色を白くすることができるかのように示す表示をしていたこと。

イ(ア) 貴社は、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、遅くとも平成29年3月28日から同年10月18日までの間、自社ウェブサイトにおいて、「9,800円 ▼▼▼ 特別価格2,980円(税抜)」と記載することにより、あたかも、9,800円は、本件商品の通常の販売価格であり、実際の販売価格が当該通常の販売価格に比して安いかのように表示していたこと。

(イ) 実際には、9,800円は、貴社が任意に設定したものであって、貴社において販売された実績のないものであったこと。

ウ 前記アの表示は、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも

著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。

エ 前記イ(ア)の表示は前記イ(イ)のとおりであって、本件商品の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であり、景品表示法に違反するものであること。

(2) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し

ア 表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)アの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。

イ 前記(1)イの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。

(3) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し

ア 表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)アの表示と同様の表示をしてはならない。

イ 前記(1)イの表示と同様の表示を行うことにより、当該商品の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示をしてはならない。

(4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいてとった措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

- (1) 株式会社ブレインハーツ（以下「ブレインハーツ」という。）は、大阪市北区豊崎3-15-5に本店を置き、健康食品、化粧品、下着等の販売業等を営む事業者である。
- (2) ブレインハーツは、本件商品を通信販売の方法等により一般消費者に販売している。
- (3) ブレインハーツは、本件商品に係る自社ウェブサイトの表示内容を自ら決定している。また、ブレインハーツは、広告代理店を通じて、アフィリエイトサイト（ブログ、口コミサイト等のウェブサイトの運営者が広告主からの依頼により当該広告主が供給する商品又は役務の紹介、バナー広告等を当該ウェブサイトに掲載し、当該ウェブサイトを通じて広告主の商品又は役務の購入等があった場合に、当該ウェブサイトの運営者に対し、広告主から成功報酬が支払われる仕組みを有するウェブサイトをいう。）の運営者に対し、本件商品に係る自社ウェブサイトを提示するなどして、当該自社ウェブサイトの記載内容を踏まえた本件商品に係る口コミ、ブログ記事等を作成させ、当該自社ウェブサイトへのハイパーリンクと共に当該アフィリエイトサイトに掲載させていた。
- (4)ア(ア) ブレインハーツは、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、遅くとも平成29年3月28日から同年10月18日までの間、自社ウェブサイトにおいて、別表「表示内容」欄記載のとおり記載することにより、あたかも、本件商品を使

用するだけで、短期間で容易に、シミ、しわ及びたるみを解消又は軽減するとともに肌本来の色を白くすることができるかのように示す表示をしていた。

- (イ) 消費者庁長官は、前記(ア)の表示について、景品表示法第5条第1号に該当する表示か否かを判断するため、同法第7条第2項の規定に基づき、ブレインハーツに対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、ブレインハーツは、当該期間内に当該資料を提出しなかった。
- イ(ア) ブレインハーツは、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、遅くとも平成29年3月28日から同年10月18日までの間、自社ウェブサイトにおいて、「9,800円 ▼▼▼ 特別価格2,980円(税抜)」と記載することにより、あたかも、9,800円は、本件商品の通常の販売価格であり、実際の販売価格が当該通常の販売価格に比して安いかのように表示していた。
- (イ) 実際には、9,800円は、ブレインハーツが任意に設定したものであって、ブレインハーツにおいて販売された実績のないものであった。

3 法令の適用

前記事実によれば

- (1) ブレインハーツが自己の供給する本件商品の取引に関し行った表示は、景品表示法第7条第2項の規定により、同法第5条第1号に該当する、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示とみなされるものである。
- (2) ブレインハーツは、自己の供給する本件商品の取引に関し、本件商品の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるため、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであり、この表示は、景品表示法第5条第2号に該当するものである。
- (3) 前記(1)の表示をしていた行為及び前記(2)の行為は、景品表示法第5条の規定に違反するものである。

4 法律に基づく教示

- (1) 行政不服審査法(平成26年法律第68号)第82条第1項の規定に基づく教示
この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。
- (注) 行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、

処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

- (2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

（注1）行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

（注2）行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

表示内容（別添写し）
<ul style="list-style-type: none"> ・「濃いシミ、深いシワも完全消去」と記載 ・「薄めのシミ、シワを完全消去」と記載 ・「*.*恋白美SKIN SOAP*.* ↓この濃密な泡で洗うだけ↓ すると・・・」と記載するとともに人の顔の画像を掲載した上で「↓↓↓こんな大きなシミもポロッと取れる！！」と記載 ・「\洗うだけで簡単に／ 色白美肌へ ↓↓↓ ●大きなシミ ●深いシワ ●タルミ ●色黒肌 \こんな悩み完全に消え去ります／ 誰でも美肌になれるんです 話題沸騰中 あなたはもう知っていましたか？ ▼」と記載した上で「たった3日でこの美白力」と記載するとともに人の顔を比較した画像を掲載し、「大きなシミだって完全消去」と記載するとともに人の顔を比較した画像を掲載し、「使えば使うほど \ドンドン白くなっていく／ 衝撃の美白石鹸」と記載 ・「世界初 洗うだけで美肌を生成する【美白石鹸】--現在特許申請中--恋白美スキンソープを50人の女性に使用してもらいました ↓↓↓ \その驚異の実力を御覧ください／」と記載した上で以下のとおり記載 <ul style="list-style-type: none"> 「40代女性N. Mさん」と記載するとともに折れ線グラフを掲載した上で「肌細胞のコラーゲン保有率10倍アップ」と記載し、「before→→→after」と記載するとともに人の顔を比較した画像を掲載した上で「美白効果がスゴイ！ 歳を取るにつれてどんどんシミが増えてきて、実年齢より老けて見られる事が増えました。そんな時に恋白美石鹸に出会いました。3日ほどではっきり肌が白くなったことを実感しました。7日経つ頃にはあんなにいっぱいあったシミも無なくなっていました。」 「50代女性N. Mさん」と記載するとともに折れ線グラフを掲載した上で「肌細胞のコラーゲン保有率15倍アップ」と記載し、「before→→→after」と記載するとともに人の顔を比較した画像を掲載した上で「ほうれい線が消えましたブルドッグの様なタルミと深いほうれい線がずっとコンプレックスでした。恋白美ソープを使用し始めて、洗い上がりがすごくしっとりしていて。肌にどんどんハリが！こんなに短期間でシワがなくなるなんて感動です。」 「40代女性K. Rさん」と記載するとともに折れ線グラフを掲載した上で「肌細胞のコラーゲン保有率12倍アップ」と記載し、「before→→→after」と記載するとともに人の顔を比較した画像を掲載した上で「目元のシミが消えた 歳のせいだから仕方ないと目元にできたシミは諦めかけていました。ネットで恋白美石鹸を見つけて、最初は半信半疑でしたが消えました！！洗顔するだけでシミが無くなるなんて本当に感謝しています。」 「満足度は驚異の98%」と記載するとともに円グラフを掲載した上で「購入後の満足度98% 98%の女性が『肌の変化を実感した』という結果が得られました」 ・「年齢、肌質問わずどんなシミだらけの肌 シワだらけの肌でも\強力に再生／ 美肌に作り変える」と記載 ・「年齢・肌質一切関係なし 販売前に実施された実験では20代から70代の女性全て

に劇的な変化！ ↓↓↓ この女性何歳に見えますか？ 40代くらい？いいえ違います！」と記載するとともに人の顔の画像を掲載した上で「なんと65歳です 驚異の若々しさを持つ彼女ですが… 2週間前の姿は↓↓↓」と記載するとともに人の顔の画像を掲載した上で「なぜ2週間で彼女はこんなにも変わったのか！！↓↓↓たった2週間恋白美スキンソープを使用しただけ 濃縮された酵素パパインが彼女の肌をたった2週間で作り変えてしまったのです」と記載

- ・「『シミが取れた！！』衝撃の報告が相次いでいます」と記載するとともに黒褐色の色素沈着がみられる顔を比較した画像を掲載した上で「今まで不可能だった自宅でのシミ取り 恋白美SKIN SOAPによって可能になりました↓↓↓高額なレーザー治療は \もはや過去の遺物/ あなたはいつも通り顔を洗うだけでイイんです♪ 白く美しい肌 シワのない肌が手に入る」と記載
- ・「！！洗顔するだけで色白美肌へ！！ 洗うだけでシミもシワもサヨナラ♪ 現在特許申請中 究極の美白石鹼 究極の最先端成分があなたの肌を強制的に美白美肌を作り変えていく」と記載

消表対第671号
平成30年6月15日

株式会社ブレインハーツ
代表取締役 須野 裕 殿

消費者庁長官 岡村 和美
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が供給する「Smart Leg」と称する下着(以下「本件商品」という。)の取引について、不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。)第5条の規定により禁止されている同条第1号又は第2号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第7条第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

(1) 貴社は、貴社が一般消費者に販売する本件商品に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、後記2(3)のアフィリエイトサイトからハイパーリンクにより「roifleur」と称する自社ウェブサイト(以下「自社ウェブサイト」という。)に遷移する動線を含めることとし、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。

ア 貴社は、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、遅くとも平成29年2月9日から同年10月18日までの間、自社ウェブサイトにおいて、別表「表示内容」欄記載のとおり記載することにより、あたかも、本件商品を着用するだけで、短期間で容易に著しい下半身の痩身効果が得られるとともに、下半身の余分な脂肪が胸部に移行することによる豊胸効果が得られるかのように示す表示をしていたこと。

イ(ア) 貴社は、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、遅くとも平成29年2月9日から同年10月18日までの間、自社ウェブサイトにおいて、「参考小売価格14,900円→2,980円」と記載することにより、あたかも、「参考小売価格」と称する価額は、本件商品の製造事業者等により本件商品を取り扱う小売事業者の小売価格設定の参考となるものとして設定され、当該小売業者に広く呈示されている価格であり、実際の販売価格が当該価格に比して安いかのように表示していたこと。

(イ) 実際には、「参考小売価格」と称する価額は、本件商品を取り扱う小売事業者の小売価格設定の参考となるものとして設定され、当該小売事業者に広く呈示されているものではなかった。

ウ 前記アの表示は、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。

エ 前記イ(ア)の表示は前記イ(イ)のとおりであって、本件商品の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であり、景品表示法に違反するものであること。

(2) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し

ア 表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)アの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。

イ 前記(1)イの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。

(3) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し

ア 表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)アの表示と同様の表示をしてはならない。

イ 前記(1)イの表示と同様の表示を行うことにより、当該商品の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示をしてはならない。

(4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいてとった措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

(1) 株式会社ブレインハーツ（以下「ブレインハーツ」という。）は、大阪市北区豊崎3-15-5に本店を置き、健康食品、化粧品、下着等の販売業等を営む事業者である。

(2) ブレインハーツは、本件商品を通信販売の方法等により一般消費者に販売している。

(3) ブレインハーツは、本件商品に係る自社ウェブサイトの表示内容を自ら決定している。また、ブレインハーツは、広告代理店を通じて、アフィリエイトサイト（ブログ、口コミサイト等のウェブサイトの運営者が広告主からの依頼により当該広告主が供給する商品又は役務の紹介、バナー広告等を当該ウェブサイトに掲載し、当該ウェブサイトを通じて広告主の商品又は役務の購入等があった場合に、当該ウェブサイトの運営者に対し、広告主から成功報酬が支払われる仕組みを有するウェブサイトという。）の運営者に対し、本件商品に係る自社ウェブサイトを提示するなどして、当該自社ウェブサイトの記載内容を踏まえた本件商品に係る口コミ、ブログ記事等を作成させ、当該自社ウェブサイトへのハイパーリンクと共に当該アフィリエイトサイトに掲載させてい

た。

(4)ア(ア) ブレインハーツは、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、遅くとも平成29年2月9日から同年10月18日までの間、自社ウェブサイトにおいて、別表「表示内容」欄記載のとおり記載することにより、あたかも、本件商品を着用するだけで、短期間で容易に著しい下半身の痩身効果が得られるとともに、下半身の余分な脂肪が胸部に移行することによる豊胸効果が得られるかのように示す表示をしていた。

(イ) 消費者庁長官は、前記(ア)の表示について、景品表示法第5条第1号に該当する表示か否かを判断するため、同法第7条第2項の規定に基づき、ブレインハーツに対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、ブレインハーツは、当該期間内に当該資料を提出しなかった。

イ(ア) ブレインハーツは、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、遅くとも平成29年2月9日から同年10月18日までの間、自社ウェブサイトにおいて、「参考小売価格14,900円 → 2,980円」と記載することにより、あたかも、「参考小売価格」と称する価額は、本件商品の製造事業者等により本件商品を取り扱う小売事業者の小売価格設定の参考となるものとして設定され、当該小売事業者に広く呈示されている価格であり、実際の販売価格が当該価格に比して安いかのように表示していた。

(イ) 実際には、「参考小売価格」と称する価額は、本件商品を取り扱う小売事業者の小売価格設定の参考となるものとして設定され、当該小売事業者に広く呈示されているものではなかった。

3 法令の適用

前記事実によれば

(1) ブレインハーツが自己の供給する本件商品の取引に関し行った表示は、景品表示法第7条第2項の規定により、同法第5条第1号に該当する、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のもよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示とみなされるものである。

(2) ブレインハーツは、自己の供給する本件商品の取引に関し、本件商品の取引条件について、実際のもよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるため、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであり、この表示は、景品表示法第5条第2号に該当するものである。

(3) 前記(1)の表示をしていた行為及び前記(2)の行為は、景品表示法第5条の規定に違反するものである。

4 法律に基づく教示

(1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

（注） 行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

(2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

（注1） 行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

（注2） 行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

表示内容（別添写し）

- ・ 脂肪燃焼 骨盤矯正 体内循環 老廃物排出 静脈への血液循環が促進し ありえない程の足に燃焼瘦身効果を強制的に引き起こす！！」と記載
- ・ 「以前は下肢静脈瘤や深部静脈血栓などリンパ浮腫の予防のために医療目的で使われていた圧力ソックスを下半身瘦身レギンスに改変！！ むくみを防止して『すっきり細い足を保ちたい』女性のニーズにマッチする ▼▼▼▼▼▼▼▼▼▼世界でただ一つ認められた特AAA級の高機能性レギンス」と記載
- ・ 「下半身の余計な肉を重力に逆らい足首・ふくらはぎ 太もも・お尻・お腹周りにかけて、下から上へリンパの流れを形成！！ 更に上へ↑上へ↑と引き上げて・・・ ┌ ─── 結 果 ───┐」と記載するとともに人の上半身及び脚部を比較した画像並びに胸部の画像を掲載した上で「下半身の肉《全て》がバストアップに移行します」と記載
- ・ 「 ┌ ───★下記のような方にオススメ★ ───┐ 食事制限しても脚だけはなかなか痩せない 下腹のポッコリが気になる 胸が小さいのが悩み 上半身と下半身のバランスが悪い タイトなパンツを履きこなせるスタイルになりたい 慢性的なむくみやセルライトが気になる 足首を細く見せたい ふくらはぎを痩せたい」と記載
- ・ 「ただ細いだけじゃない《短期即効》♪メリハリ美脚♪を実感してください！！」と記載
- ・ 「短期集中脚痩せ」と記載
- ・ 「足の血液循環を促進 リンパ液の流れを促進 老廃物除去の効率を促進 『脚が太い』原因の1つは・・・過度の疲労・ストレス 年齢を重ねるに連れて足の筋肉のポンプが衰え むくみ・たるみ発生」と記載
- ・ 「スマートレッグは心臓から動脈を経由して送り出され」と記載するとともに人体の透過図を掲載した上で「《身体を一巡り》して循環する血液を促進！！」と記載するとともに血管内部のイメージ図を掲載した上で「他社平均20hpaに対し最も理想的な圧力30hpa強を足首に深くかけることで」と記載するとともに器具を装着した人の下腿部の画像を掲載した上で「医療器具並の威力！！衰退した筋肉を代行してポンプの役割を果たします」と記載するとともに人の脚部の筋肉のイメージ図を掲載した上で「更にふくらはぎから太ももにかけて上に上がるにつれて徐々に徐々に圧力を弱めていくことで ┌ ───【結 果】 ───┐」と記載するとともに人の上半身及び脚部を比較した画像を掲載した上で「重力に逆らって人間の理想的な本来の位置に脂肪を固定します」と記載するとともに人の胸部の画像を掲載
- ・ 「T w i t t ● rでも喜びの声が殺到！！↓↓↓↓↓」と記載するとともに人の脚部を比較したソーシャルネットワーキングサービスの画像を掲載した上で「何故、こんなにも脚が細くなるのか・・・？血流だけじゃない！！こだわりポイントは独自製造特許申請中のP o l y a c r y l a t e S y s t e m ポリアクリレート系編み目構造システムを採用」及び「最先端治療法として医療分野でも大注目され日本サイエンステクノ学会でも発表された特殊な編み目構造をスマートレッグでも《採用》

【H. M. P製法】(Hydro. Meta. Processing) ▼ ▼ ▼ ▼ ▼

特許申請中の特殊な製造を用いて引締め効果の強い機能性着圧を生み出しています
その結果・・・履いている時間全てが《強制脂肪燃焼》タイムに変換！！と記載

- ・ 「まるで『魔法』にかけられたように脚・ふくらはぎ・太もも お尻・お腹周りの脂肪燃焼が止まりません！！痩せ過ぎにご注意下さい！！ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼」と記載するとともに人の脚部を比較した画像を掲載した上で「当商品は医療用スパッツを改良した商品であり急激に燃焼効果を上昇させるため過剰なダイエット目的でのご使用は非常に危険です！！」と記載
- ・ 「ただ細いだけじゃない《短期即効》履いている時間全てが《強制脂肪燃焼》タイムに変換！！」と記載
- ・ 「まるで『魔法』にかけられたように脚・ふくらはぎ・太もも お尻・お腹周りの脂肪燃焼が止まりません！！足の血液循環を促進 リンパ液の流れを促進 老廃物除去の効率を促進」と記載

消表対第672号
平成30年6月15日

株式会社ブレインハーツ
代表取締役 須野 裕 殿

消費者庁長官 岡村 和美
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第8条第1項の規定に基づく課徴金納付命令

貴社は、貴社が供給する「グリーンシェイパー」と称する食品（以下「本件商品」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第5条の規定により禁止されている同条第1号又は第2号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第8条第1項の規定に基づき、次のとおり課徴金の納付を命令する。

主 文

株式会社ブレインハーツ（以下「ブレインハーツ」という。）は、課徴金として金916万円を平成31年1月16日までに国庫に納付しなければならない。

理 由

1 課徴金対象行為

別紙記載の事実によれば

- (1) ブレインハーツが自己の供給する本件商品の取引に関し行った表示は、景品表示法第8条第3項の規定により、同法第5条第1号に該当する、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示と推定されるものである。
- (2) ブレインハーツは、自己の供給する本件商品の取引に関し、本件商品の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるため、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであり、この表示は、景品表示法第5条第2号に該当するものである。
- (3) 前記(1)の表示をしていた行為及び前記(2)の行為は、景品表示法第5条の規定に違

反するものである。

2 課徴金の計算の基礎

(1)ア 景品表示法第8条第1項に規定する課徴金対象行為に係る商品は、本件商品である。

イ(ア) ブレインハーツが前記1の課徴金対象行為をした期間は、平成29年5月19日から同年8月23日までの間である。

(イ) 本件商品について、ブレインハーツが前記1の課徴金対象行為をやめた日から6月を経過する平成30年2月23日までの間に最後に取引をした日は、平成29年9月22日である。

(ウ) 前記(イ)及び(イ)によれば、前記1の課徴金対象行為に係る課徴金対象期間は、平成29年5月19日から同年9月22日までの間である。

ウ 前記イ(ウ)の課徴金対象期間に取引をした本件商品に係るブレインハーツの売上額は、不当景品類及び不当表示防止法施行令(平成21年政令第218号)第1条の規定に基づき算定すべきところ、当該規定に基づき算定すると、3億539万3063円である。

エ ブレインハーツは、本件商品について、実際には別紙4(1)アの表示が示す効果はない旨の認識を有しながら、また、「通常価格」と称する価額により販売された実績がないことを認識した上で、前記1の課徴金対象行為をしていたことから、当該課徴金対象行為をした期間を通じて当該課徴金対象行為に係る表示が景品表示法第8条第1項第1号及び第2号に該当することを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠った者でないとは認められない。

(2) 前記(1)の事実によれば、ブレインハーツが国庫に納付しなければならない課徴金の額は、景品表示法第8条第1項の規定により、前記(1)ウの本件商品の売上額に100分の3を乗じて得た額から、同法第12条第2項の規定により1万円未満の端数を切り捨てて算出された916万円である。

よって、ブレインハーツに対し、景品表示法第8条第1項の規定に基づき、主文のとおり命令する。

<法律に基づく教示>

1 行政不服審査法(平成26年法律第68号)第82条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

(注) 行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

2 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

(注1) 行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

(注2) 行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして判決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その判決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

消費者庁長官が認定した事実は、次のとおりである。

- 1 株式会社ブレインハーツ（以下「ブレインハーツ」という。）は、大阪市北区豊崎3-15-5に本店を置き、健康食品、化粧品、下着等の販売業等を営む事業者である。
- 2 ブレインハーツは、「グリーンシェイパー」と称する食品（以下「本件商品」という。）を通信販売の方法等により一般消費者に販売している。
- 3 ブレインハーツは、本件商品に係る「r o i f l e u r」と称する自社ウェブサイト（以下「自社ウェブサイト」という。）の表示内容を自ら決定している。また、ブレインハーツは、広告代理店を通じて、アフィリエイトサイト（ブログ、口コミサイト等のウェブサイトの運営者が広告主からの依頼により当該広告主が供給する商品又は役務の紹介、バナー広告等を当該ウェブサイトに掲載し、当該ウェブサイトを通じて広告主の商品又は役務の購入等があった場合に、当該ウェブサイトの運営者に対し、広告主から成功報酬が支払われる仕組みを有するウェブサイトという。）の運営者に対し、本件商品に係る自社ウェブサイトを表示するなどして、当該自社ウェブサイトの記載内容を踏まえた本件商品に係る口コミ、ブログ記事等を作成させ、当該自社ウェブサイトへのハイパーリンクと共に当該アフィリエイトサイトに掲載させていた。


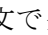
- 4 (1)ア ブレインハーツは、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、平成29年5月19日から同年8月23日までの間、自社ウェブサイトにおいて、別表「表示内容」欄記載のとおり記載することにより、あたかも、本件商品を摂取するだけで、短期間で容易に著しい痩身効果が得られ、かつ、痩身後の体重を維持することができるかのように示す表示をしていた。

イ 消費者庁長官は、前記アの表示について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第5条第1号に該当する表示か否かを判断するため、同法第8条第3項の規定に基づき、ブレインハーツに対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、ブレインハーツは、当該期間内に当該資料を提出しなかった。

- (2)ア ブレインハーツは、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、平成29年5月19日から同年8月23日までの間、自社ウェブサイトにおいて、「通常価格14,900円（税抜）⇒ 限定特価2,980円（税抜）」と記載することにより、あたかも、「通常価格」と称する価額は、本件商品について通常販売している価格であり、実際の販売価格が当該通常販売している価格に比して安いかのように表示していた。

イ 実際には、「通常価格」と称する価額は、ブレインハーツが任意に設定したものであって、ブレインハーツにおいて販売された実績のないものであった。

表示内容（別添写し）

- ・「※事実※ H a l f 5 0 認定の本商品と同等量の他社商品（非認定）を3000名におよぶ男女モニター対象に2週間摂取させた臨床試験の結果」と記載した上で以下のとおり記載
 - 「届出に使用した研究論文でグラフ化」と記載するとともに折れ線グラフを掲載した上で「腹部脂肪面積の変化量 平均-28cm² 内臓脂肪平均8cm² 皮下脂肪平均13cm²」
 - 「2週間の使用で内臓脂肪28cm²減 脂肪約18.9kg分の減量を臨床試験より記録！ 脂肪18.9kg 米袋2個分の脂肪がお腹から除去！！」
 - 「CTスキャンより比較 内臓脂肪が多い方 正常まで激減」と記載するとともに人体の断面図の画像を掲載した上で「内臓脂肪面積：177.8cm² 内臓脂肪面積：72.4cm² もともと内臓脂肪が多い方は米袋2個分に相当する減量が臨床結果より数値で出ています」
- ・「グリーンシェイパーを毎日2粒摂取して14日間の使用で体重-12.8kg以上をお約束します」と記載
- ・「他社製品と比較して確かな減量を実感できる理由は・・・ [1] 脂肪溶解 [2] 減量持続 [3] 脂肪燃焼 [4] 代謝上昇 脂肪を分解するのに必要な4つの代謝システムを全てフル稼働！！」と記載
- ・「h a l f 5 0 認定グリーンシェイパーは通常運動によってエネルギーに変換されるシステムを飲むだけにより可能にしたサプリです」と記載
- ・「BMI25以上肥満気味男女3000名を対象に臨床試験を実施！！ 最も体重が減りにくいといわれる40代男女モニターから基礎代謝の高い20代まで幅広い年齢を対象に確かな結果を残しています！」と記載
- ・「【医療特許取得済】『グリーンシェイパー』は緑の痩身成分配合 H a l f 5 0 認定製品です 臓脂肪・皮下脂肪に加え異所性脂肪に働く短期集中減量法です」と記載
- ・「Green Shaper を有効的にお使いいただく為に【痩身経過】をご説明します」と記載した上で以下のとおり記載
 - 「まずは6錠で2キロ落としてください」と記載するとともに「第1段階 飲んだ瞬間から体重減少が開始」と記載した上で「（使用2時間～120時間）
=====減量目安（-3～7kg） 『グリーンシェイパー』は実行後120時間（5日間）で大きな変化が現れるのが特長です まず、体についている過剰な脂肪を全て0にします」及び「グリーンシェイパーはまず、カロリー吸収量を大幅に低下させます 新たなカロリーが供給されないことで体は今についている余分な脂肪を燃やしてエネルギーとします。これにより体についている余分な脂肪が大幅に減少します。」
 - 「第2段階」と記載した上で「（使用120時間～240時間）
=====減量目安（-5～20kg） 第2段階は体に残った全ての脂肪を一斉に減少させま

す。脂肪分解力、基礎代謝、脂肪燃焼力を大幅に引きあげます これにより、大幅なヤセ体型をつくりだします」及び「何もしなくても消費カロリーが1日1200kcal⇒2980kcalと上昇し 2時間ごとに体脂肪率が1.8%ずつ減少していきます」

「第3段階」と記載した上で「(使用240時間～360時間)

=====減量目安(−3～6kg) 最後のステップは体重の定着です 体が新たに脂肪をつけることができない状態になり 使用後も落とした体重がほぼ戻りません 本来、人間の体重は急激に落とすとリバウンドする特長を持っています これを防ぐためグリーンシェイパーは独自の痩身理論を実現 落とした体重を定着させます」

消表対第673号
平成30年6月15日

株式会社ブレインハーツ
代表取締役 須野 裕 殿

消費者庁長官 岡村 和美
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第8条第1項の規定に基づく課徴金納付命令

貴社は、貴社が供給する「スリムイヴ」と称する食品（以下「本件商品」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第5条の規定により禁止されている同条第1号又は第2号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第8条第1項の規定に基づき、次のとおり課徴金の納付を命令する。

主 文

株式会社ブレインハーツ（以下「ブレインハーツ」という。）は、課徴金として金193万円を平成31年1月16日までに国庫に納付しなければならない。

理 由

1 課徴金対象行為

別紙記載の事実によれば

- (1) ブレインハーツが自己の供給する本件商品の取引に関し行った表示は、景品表示法第8条第3項の規定により、同法第5条第1号に該当する、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示と推定されるものである。
- (2) ブレインハーツは、自己の供給する本件商品の取引に関し、本件商品の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるため、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであり、この表示は、景品表示法第5条第2号に該当するものである。
- (3) 前記(1)の表示をしていた行為及び前記(2)の行為は、景品表示法第5条の規定に違

反するものである。

2 課徴金の計算の基礎

(1) ア 景品表示法第8条第1項に規定する課徴金対象行為に係る商品は、本件商品である。

イ (ア) ブレインハーツが前記1の課徴金対象行為をした期間は、平成28年11月15日から平成29年10月18日までの間である。

(イ) 本件商品について、ブレインハーツが前記1の課徴金対象行為をやめた日から6月を経過する平成30年4月18日までの間に最後に取引をした日は、平成29年10月31日である。

(ウ) 前記(イ)及び(イ)によれば、前記1の課徴金対象行為に係る課徴金対象期間は、平成28年11月15日から平成29年10月31日までの間である。

ウ 前記イ(ウ)の課徴金対象期間に取引をした本件商品に係るブレインハーツの売上額は、不当景品類及び不当表示防止法施行令(平成21年政令第218号)第1条の規定に基づき算定すべきところ、当該規定に基づき算定すると、6437万3686円である。

エ ブレインハーツは、本件商品について、実際には別紙4(1)アの表示が示す効果はない旨の認識を有しながら、また、「通常価格」と称する価額により販売された実績がないことを認識した上で、前記1の課徴金対象行為をしていたことから、当該課徴金対象行為をした期間を通じて当該課徴金対象行為に係る表示が景品表示法第8条第1項第1号及び第2号に該当することを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠った者でないとは認められない。

(2) 前記(1)の事実によれば、ブレインハーツが国庫に納付しなければならない課徴金の額は、景品表示法第8条第1項の規定により、前記(1)ウの本件商品の売上額に100分の3を乗じて得た額から、同法第12条第2項の規定により1万円未満の端数を切り捨てて算出された193万円である。

よって、ブレインハーツに対し、景品表示法第8条第1項の規定に基づき、主文のとおり命令する。

<法律に基づく教示>

1 行政不服審査法(平成26年法律第68号)第82条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

(注) 行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

2 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

(注1) 行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

(注2) 行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして判決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その判決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

消費者庁長官が認定した事実は、次のとおりである。

- 1 株式会社ブレインハーツ（以下「ブレインハーツ」という。）は、大阪市北区豊崎3-15-5に本店を置き、健康食品、化粧品、下着等の販売業等を営む事業者である。
 - 2 ブレインハーツは、「スリムイヴ」と称する食品（以下「本件商品」という。）を通信販売の方法等により一般消費者に販売している。
 - 3 ブレインハーツは、本件商品に係る「輝.com」と称する自社ウェブサイト（以下「自社ウェブサイト」という。）の表示内容を自ら決定している。また、ブレインハーツは、広告代理店を通じて、アフィリエイトサイト（ブログ、口コミサイト等のウェブサイトの運営者が広告主からの依頼により当該広告主が供給する商品又は役務の紹介、バナー広告等を当該ウェブサイトに掲載し、当該ウェブサイトを通じて広告主の商品又は役務の購入等があった場合に、当該ウェブサイトの運営者に対し、広告主から成功報酬が支払われる仕組みを有するウェブサイトをいう。）の運営者に対し、本件商品に係る自社ウェブサイトを表示するなどして、当該自社ウェブサイトの記載内容を踏まえた本件商品に係る口コミ、ブログ記事等を作成させ、当該自社ウェブサイトへのハイパーリンクと共に当該アフィリエイトサイトに掲載させていた。
- 4 (1)ア ブレインハーツは、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、平成28年11月15日から平成29年10月18日までの間、自社ウェブサイトにおいて、別表「表示内容」欄記載のとおり記載することにより、あたかも、本件商品を摂取するだけで、短期間で容易に著しい痩身効果が得られるかのように示す表示をしていた。
- イ 消費者庁長官は、前記アの表示について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第5条第1号に該当する表示か否かを判断するため、同法第8条第3項の規定に基づき、ブレインハーツに対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、ブレインハーツは、当該期間内に当該資料を提出しなかった。
- (2)ア ブレインハーツは、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、平成28年11月15日から平成29年10月18日までの間、自社ウェブサイトにおいて、「通常価格14,800円（税別）↓↓↓↓モニター価格2,980円（税別）」と記載することにより、あたかも、「通常価格」と称する価額は、本件商品について通常販売している価格であり、実際の販売価格が当該通常販売している価格に比して安いかのように表示していた。
- イ 実際には、「通常価格」と称する価額は、ブレインハーツが任意に設定したものであって、ブレインハーツにおいて販売された実績のないものであった。

表示内容（別添写し）

- ・「食べたものを体に吸収させずに全部出してしまふことができれば絶対に太らないのです もしあなたが太りやすくて悩んでいるならば 全部出す体を手に入れれば確実に痩せます なんと！！103, 269人が効果を実証」と記載
- ・「たった7日でも限界まで細くする 禁断の速効性痩身茶 1日1杯で【痩身サイクル】が飲み続ける限り続きます」と記載
- ・「速効性痩身茶」と記載
- ・「ただでさえ簡単に痩せられると話題のデトックスティーですが通常使われる茶葉を凝縮しさらに [漢方生薬のちから] を合わせたら一数時間で溶かし出す脂肪溶解茶ができました！！それが速効性痩身茶【スリムイヴ】」と記載
- ・「【スリムイヴ】は簡単 一日1回、夜お飲みください 寝てる間に痩せる急速 ティートックス法」と記載
- ・「速効性痩身茶【スリムイヴ】には食べても太らない痩せ体質に変換させる要素がギッシリ 詰まっています」と記載
- ・「いくら食べても吸収せずにそのまま排出▼▼▼▼▼カロリー吸収がほぼゼロ これを可能にしたのが↓↓↓↓【スリムイヴ】に大量配合された統合漢方生薬【全油解薬混合薬】一ぜんゆげやくこんごうはー 冬葵子（とうきし） 対葉豆（たいようとう） 決明子（けつめいし） この3つの生薬をあるバランスで混合させると 体中の脂肪をすべて出し切ることができるのです」と記載
- ・「この痩身茶の脂肪溶解排出力の▼凄さがこれです▼」と記載するとともに人の身体を比較した画像を掲載した上で「飲食直後⇒5日間経過 ↓ ↓ ↓この人の場合たった5日間で全て溶解 ↓この方法を実行して↓≫体脂肪率1ケタ台<<になってしまった人が ↓ ↓ ↓200名中 ≫49名も<< どんなに食べても ≫太れない体質<< に変えてしまえば 体重が減るのはあたりまえなんです 飲んで5分後 腹部にポカポカ感を感じたら激痩せの合図 朝起きると…濃く濁った脂肪尿が≫ドバドバ排出<<」
- ・「さらに大量のアブラ便が！！↓↓↓ 開始後たった7日で▼これだけの変化が▼」と記載するとともに人の身体及び人体の断面図を比較した画像を掲載した上で「61kg ⇒49kg 内臓脂肪面積-36%」と記載
- ・「▼使用期間20日で▼」と記載するとともに人の身体を比較した画像を掲載した上で「体重71kg ⇒47kg 【-24kg減】体脂肪率⇒驚異の9%！ 全身のつまめる肉がなくなった 実際にこれだけの違いが証明されています」と記載
- ・「※必ず※お守り下さい 本品は速効性痩身茶です 短期間での【大幅減量の可能性】があるため濃度をご自分で調節してください」と記載
- ・「※この痩身茶は肥満者特有の原因を追及し、体質に関わらず痩せるよう成分調合しています ※健康上の理由で一刻も早く減量しなくてはならない人向けの強力濃度処方です！！」と記載

- ・「夜飲んで寝てる間に痩せる↓↓↓↓速効性痩身茶【スリムイヴ】」と記載
- ・「どれだけ食べても↓↓↓食べた脂肪を胃と腸でブロック↓↓↓吸収される間もなくゴツリすべて排出 通常の痩身茶として使われる量の36倍の茶葉が配合されています 飲用後約6～8時間で脂肪が排出されるほど強力 さらに脂肪燃焼力デトックス力を強化」と記載

消表対第 6 7 4 号
平成 3 0 年 6 月 1 5 日

株式会社ブレインハーツ
代表取締役 須野 裕 殿

消費者庁長官 岡村 和美
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第 8 条第 1 項の規定に基づく課徴金納付命令

貴社は、貴社が供給する「恋白美スキンソープ」と称する石けん（以下「本件商品」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 3 7 年法律第 1 3 4 号。以下「景品表示法」という。）第 5 条の規定により禁止されている同条第 1 号又は第 2 号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり課徴金の納付を命令する。

主 文

株式会社ブレインハーツ（以下「ブレインハーツ」という。）は、課徴金として金 5 6 3 万円を平成 3 1 年 1 月 1 6 日までに国庫に納付しなければならない。

理 由

1 課徴金対象行為

別紙記載の事実によれば

- (1) ブレインハーツが自己の供給する本件商品の取引に関し行った表示は、景品表示法第 8 条第 3 項の規定により、同法第 5 条第 1 号に該当する、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示と推定されるものである。
- (2) ブレインハーツは、自己の供給する本件商品の取引に関し、本件商品の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるため、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであり、この表示は、景品表示法第 5 条第 2 号に該当するものである。
- (3) 前記(1)の表示をしていた行為及び前記(2)の行為は、景品表示法第 5 条の規定に違

反するものである。

2 課徴金の計算の基礎

(1)ア 景品表示法第8条第1項に規定する課徴金対象行為に係る商品は、本件商品である。

イ(ア) ブレインハーツが前記1の課徴金対象行為をした期間は、平成29年3月28日から同年10月18日までの間である。

(イ) 本件商品について、ブレインハーツが前記1の課徴金対象行為をやめた日から6月を経過する平成30年4月18日までの間に最後に取引をした日は、同年4月6日である。

(ウ) 前記(イ)及び(イ)によれば、前記1の課徴金対象行為に係る課徴金対象期間は、平成29年3月28日から平成30年4月6日までの間である。

ウ 前記イ(ウ)の課徴金対象期間に取引をした本件商品に係るブレインハーツの売上額は、不当景品類及び不当表示防止法施行令(平成21年政令第218号)第1条の規定に基づき算定すべきところ、当該規定に基づき算定すると、1億8778万5837円である。

エ ブレインハーツは、本件商品について、実際には別紙4(1)アの表示が示す効果はない旨の認識を有しながら、また、9,800円で販売された実績がないことを認識した上で、前記1の課徴金対象行為をしていたことから、当該課徴金対象行為をした期間を通じて当該課徴金対象行為に係る表示が景品表示法第8条第1項第1号及び第2号に該当することを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠った者ではないとは認められない。

(2) 前記(1)の事実によれば、ブレインハーツが国庫に納付しなければならない課徴金の額は、景品表示法第8条第1項の規定により、前記(1)ウの本件商品の売上額に100分の3を乗じて得た額から、同法第12条第2項の規定により1万円未満の端数を切り捨てて算出された563万円である。

よって、ブレインハーツに対し、景品表示法第8条第1項の規定に基づき、主文のとおり命令する。

<法律に基づく教示>

- 1 行政不服審査法(平成26年法律第68号)第82条第1項の規定に基づく教示
この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

(注) 行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

2 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

(注1) 行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

(注2) 行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして判決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その判決の日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

消費者庁長官が認定した事実は、次のとおりである。

- 1 株式会社ブレインハーツ（以下「ブレインハーツ」という。）は、大阪市北区豊崎3-15-5に本店を置き、健康食品、化粧品、下着等の販売業等を営む事業者である。
- 2 ブレインハーツは、「恋白美スキンソープ」と称する石けん（以下「本件商品」という。）を通信販売の方法等により一般消費者に販売している。
- 3 ブレインハーツは、本件商品に係る「r o i f l e u r」と称する自社ウェブサイト（以下「自社ウェブサイト」という。）の表示内容を自ら決定している。また、ブレインハーツは、広告代理店を通じて、アフィリエイトサイト（ブログ、口コミサイト等のウェブサイトの運営者が広告主からの依頼により当該広告主が供給する商品又は役務の紹介、バナー広告等を当該ウェブサイトに掲載し、当該ウェブサイトを通じて広告主の商品又は役務の購入等があった場合に、当該ウェブサイトの運営者に対し、広告主から成功報酬が支払われる仕組みを有するウェブサイトという。）の運営者に対し、本件商品に係る自社ウェブサイトを提示するなどして、当該自社ウェブサイトの記載内容を踏まえた本件商品に係る口コミ、ブログ記事等を作成させ、当該自社ウェブサイトへのハイパーリンクと共に当該アフィリエイトサイトに掲載させていた。

4 (1)ア ブレインハーツは、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、平成29年3月28日から同年10月18日までの間、自社ウェブサイトにおいて、別表「表示内容」欄記載のとおり記載することにより、あたかも、本件商品を使用するだけで、短期間で容易に、シミ、しわ及びたるみを解消又は軽減するとともに肌本来の色を白くすることができるかのように示す表示をしていた。

イ 消費者庁長官は、前記アの表示について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第5条第1号に該当する表示か否かを判断するため、同法第8条第3項の規定に基づき、ブレインハーツに対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、ブレインハーツは、当該期間内に当該資料を提出しなかった。

(2)ア ブレインハーツは、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、平成29年3月28日から同年10月18日までの間、自社ウェブサイトにおいて、「9,800円 ▼▼▼ 特別価格2,980円（税抜）」と記載することにより、あたかも、9,800円は、本件商品の通常の販売価格であり、実際の販売価格が当該通常の販売価格に比して安いかのように表示していた。

イ 実際には、9,800円は、ブレインハーツが任意に設定したものであって、ブレインハーツにおいて販売された実績のないものであった。

表示内容（別添写し）
<ul style="list-style-type: none"> ・「濃いシミ、深いシワも完全消去」と記載 ・「薄めのシミ、シワを完全消去」と記載 ・「*.*恋白美SKIN SOAP*.* ↓この濃密な泡で洗うだけ↓すると・・・」と記載するとともに人の顔の画像を掲載した上で「↓↓↓こんな大きなシミもポロッと取れる！！」と記載 ・「\洗うだけで簡単に/ 色白美肌へ ↓↓↓ ●大きなシミ ●深いシワ ●タルミ ●色黒肌 \こんな悩み完全に消え去ります/ 誰でも美肌になれるんです 話題沸騰中 あなたはもう知っていましたか? ▼」と記載した上で「たった3日でこの美白力」と記載するとともに人の顔を比較した画像を掲載し、「大きなシミだって完全消去」と記載するとともに人の顔を比較した画像を掲載し、「使えば使うほど \ドンドン白くなっていく/ 衝撃の美白石鹼」と記載 ・「世界初 洗うだけで美肌を生成する【美白石鹼】--現在特許申請中--恋白美スキンソープを50人の女性に使用してもらいました ↓↓↓ \その驚異の実力を御覧ください/」と記載した上で以下のとおり記載 <ul style="list-style-type: none"> 「40代女性N. Mさん」と記載するとともに折れ線グラフを掲載した上で「肌細胞のコラーゲン保有率10倍アップ」と記載し、「before→→→after」と記載するとともに人の顔を比較した画像を掲載した上で「美白効果がスゴイ! 歳を取るにつれてどんどんシミが増えてきて、実年齢より老けて見られる事が増えました。そんな時に恋白美石鹼に出会いました。3日ほどではっきり肌が白くなったことを実感しました。7日経つ頃にはあんなにいっぱいあったシミも無くなっていました。」 「50代女性N. Mさん」と記載するとともに折れ線グラフを掲載した上で「肌細胞のコラーゲン保有率15倍アップ」と記載し、「before→→→after」と記載するとともに人の顔を比較した画像を掲載した上で「ほうれい線が消えましたブルドッグの様なタルミと深いほうれい線がずっとコンプレックスでした。恋白美ソープを使用し始めて、洗い上がりがすごくしっとりしていて。肌にどんどんハリが!こんなに短期間でシワがなくなるなんて感動です。」 「40代女性K. Rさん」と記載するとともに折れ線グラフを掲載した上で「肌細胞のコラーゲン保有率12倍アップ」と記載し、「before→→→after」と記載するとともに人の顔を比較した画像を掲載した上で「目元のシミが消えた 歳のせいだから仕方ないと目元にできたシミは諦めかけていました。ネットで恋白美石鹼を見つけて、最初は半信半疑でしたが消えました!!洗顔するだけでシミが無くなるなんて本当に感謝しています。」 「満足度は驚異の98%」と記載するとともに円グラフを掲載した上で「購入後の満

足度98% 98%の女性が『肌の変化を実感した』という結果が得られました」

- ・「年齢、肌質問わずどんなシミだらけの肌 シワだらけの肌でも\強力に再生/ 美肌
に作り変える」と記載
- ・「年齢・肌質一切関係なし 販売前に実施された実験では20代から70代の女性全て
に劇的な変化! ↓↓↓ この女性何歳に見えますか? 40代くらい? いいえ違います!
」と記載するとともに人の顔の画像を掲載した上で「なんと65歳です 驚異の
若々しさを持つ彼女ですが… 2週間前の姿は↓↓↓」と記載するとともに人の顔の画
像を掲載した上で「なぜ2週間で彼女はこんなにも変わったのか!! ↓↓↓ たった2週
間恋白美スキンソープを使用しただけ 濃縮された酵素パパインが彼女の肌をたった
2週間で作り変えてしまったのです」と記載
- ・「『シミが取れた!!』衝撃の報告が相次いでいます」と記載するとともに黒褐色の色
素沈着がみられる顔を比較した画像を掲載した上で「今まで不可能だった自宅でのシミ
取り 恋白美SKIN SOAPによって可能になりました↓↓↓高額なレーザー治
療は \もはや過去の遺物/ あなたはいつも通り顔を洗うだけでイイんです♪ 白
く美しい肌 シワのない肌が手に入る」と記載
- ・「!! 洗顔するだけで色白美肌へ!! 洗うだけでシミもシワもサヨナラ♪ 現在特許
申請中 究極の美白石鹼 究極の最先端成分があなたの肌を強制的に美白美肌に作り
変えていく」と記載

消表対第675号
平成30年6月15日

株式会社ブレインハーツ
代表取締役 須野 裕 殿

消費者庁長官 岡村 和美
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第8条第1項の規定に基づく課徴金納付命令

貴社は、貴社が供給する「Smart Leg」と称する下着(以下「本件商品」という。)の取引について、不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。)第5条の規定により禁止されている同条第1号又は第2号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第8条第1項の規定に基づき、次のとおり課徴金の納付を命令する。

主 文

株式会社ブレインハーツ(以下「ブレインハーツ」という。)は、課徴金として金557万円を平成31年1月16日までに国庫に納付しなければならない。

理 由

1 課徴金対象行為

別紙記載の事実によれば

- (1) ブレインハーツが自己の供給する本件商品の取引に関し行った表示は、景品表示法第8条第3項の規定により、同法第5条第1号に該当する、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示と推定されるものである。
- (2) ブレインハーツは、自己の供給する本件商品の取引に関し、本件商品の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるため、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであり、この表示は、景品表示法第5条第2号に該当するものである。
- (3) 前記(1)の表示をしていた行為及び前記(2)の行為は、景品表示法第5条の規定に違

反するものである。

2 課徴金の計算の基礎

(1) ア 景品表示法第8条第1項に規定する課徴金対象行為に係る商品は、本件商品である。

イ (ア) ブレインハーツが前記1の課徴金対象行為をした期間は、平成29年2月9日から同年10月18日までの間である。

(イ) 本件商品について、ブレインハーツが前記1の課徴金対象行為をやめた日から6月を経過する平成30年4月18日までの間に最後に取引をした日は、同年1月6日である。

(ウ) 前記(イ)及び(イ)によれば、前記1の課徴金対象行為に係る課徴金対象期間は、平成29年2月9日から平成30年1月6日までの間である。

ウ 前記イ(ウ)の課徴金対象期間に取引をした本件商品に係るブレインハーツの売上額は、不当景品類及び不当表示防止法施行令(平成21年政令第218号)第1条の規定に基づき算定すべきところ、当該規定に基づき算定すると、1億8572万6521円である。

エ ブレインハーツは、本件商品について、実際には別紙4(1)アの表示が示す効果はない旨の認識を有しながら、また、「参考小売価格」と称する価額は、本件商品を取り扱う小売事業者の小売価格設定の参考となるものとして設定され、当該小売業者に広く呈示されているものではないことを認識した上で、前記1の課徴金対象行為をしていたことから、当該課徴金対象行為をした期間を通じて当該課徴金対象行為に係る表示が景品表示法第8条第1項第1号及び第2号に該当することを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠った者でないとは認められない。

(2) 前記(1)の事実によれば、ブレインハーツが国庫に納付しなければならない課徴金の額は、景品表示法第8条第1項の規定により、前記(1)ウの本件商品の売上額に100分の3を乗じて得た額から、同法第12条第2項の規定により1万円未満の端数を切り捨てて算出された557万円である。

よって、ブレインハーツに対し、景品表示法第8条第1項の規定に基づき、主文のとおり命令する。

<法律に基づく教示>

1 行政不服審査法(平成26年法律第68号)第82条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をす

ることができる。

(注) 行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

2 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

(注1) 行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

(注2) 行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして判決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その判決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

消費者庁長官が認定した事実は、次のとおりである。

- 1 株式会社ブレインハーツ（以下「ブレインハーツ」という。）は、大阪市北区豊崎3-15-5に本店を置き、健康食品、化粧品、下着等の販売業等を営む事業者である。
- 2 ブレインハーツは、「Smart Leg」と称する下着（以下「本件商品」という。）を通信販売の方法等により一般消費者に販売している。
- 3 ブレインハーツは、本件商品に係る「roifleur」と称する自社ウェブサイト（以下「自社ウェブサイト」という。）の表示内容を自ら決定している。また、ブレインハーツは、広告代理店を通じて、アフィリエイトサイト（ブログ、口コミサイト等のウェブサイトの運営者が広告主からの依頼により当該広告主が供給する商品又は役務の紹介、バナー広告等を当該ウェブサイトに掲載し、当該ウェブサイトを通じて広告主の商品又は役務の購入等があった場合に、当該ウェブサイトの運営者に対し、広告主から成功報酬が支払われる仕組みを有するウェブサイトという。）の運営者に対し、本件商品に係る自社ウェブサイトを提示するなどして、当該自社ウェブサイトの記載内容を踏まえた本件商品に係る口コミ、ブログ記事等を作成させ、当該自社ウェブサイトへのハイパーリンクと共に当該アフィリエイトサイトに掲載させていた。

4 (1)ア ブレインハーツは、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、平成29年2月9日から同年10月18日までの間、自社ウェブサイトにおいて、別表「表示内容」欄記載のとおり記載することにより、あたかも、本件商品を着用するだけで、短期間で容易に著しい下半身の痩身効果が得られるとともに、下半身の余分な脂肪が胸部に移行することによる豊胸効果が得られるかのように示す表示をしていた。

イ 消費者庁長官は、前記アの表示について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第5条第1号に該当する表示か否かを判断するため、同法第8条第3項の規定に基づき、ブレインハーツに対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、ブレインハーツは、当該期間内に当該資料を提出しなかった。

(2)ア ブレインハーツは、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、平成29年2月9日から同年10月18日までの間、自社ウェブサイトにおいて、「参考小売価格14,900円→2,980円」と記載することにより、あたかも、「参考小売価格」と称する価額は、本件商品の製造事業者等により本件商品を取り扱う小売事業者の小売価格設定の参考となるものとして設定され、当該小売事業者に広く呈示されている価格であり、実際の販売価格が当該価格に比して安いかのように表示していた。

イ 実際には、「参考小売価格」と称する価額は、本件商品を取り扱う小売事業者の小売価格設定の参考となるものとして設定され、当該小売事業者に広く呈示されているものではなかった。

表示内容（別添写し）

- ・ 脂肪燃焼 骨盤矯正 体内循環 老廃物排出 静脈への血液循環が促進し ありえない程の足に燃焼瘦身効果を強制的に引き起こす！！」と記載
- ・ 「以前は下肢静脈瘤や深部静脈血栓などリンパ浮腫の予防のために医療目的で使われていた圧力ソックスを下半身瘦身レギンスに改変！！ むくみを防止して『すっきり細い足を保ちたい』女性のニーズにマッチする▼▼▼▼▼▼▼▼▼▼世界でただ一つ認められた特AAA級の高機能性レギンス」と記載
- ・ 「下半身の余計な肉を重力に逆らい足首・ふくらはぎ 太もも・お尻・お腹周りにかけて、下から上へリンパの流れを形成！！ 更に上へ↑上へ↑と引き上げて・・・ ─── 結果 ───」と記載するとともに人の上半身及び脚部を比較した画像並びに胸部の画像を掲載した上で「下半身の肉《全て》がバストアップに移行します」と記載
- ・ 「 ───★下記のような方にオススメ★ ─── 食事制限しても脚だけはなかなか痩せない 下腹のポッコリが気になる 胸が小さいのが悩み 上半身と下半身のバランスが悪い タイトなパンツを履きこなせるスタイルになりたい 慢性的なむくみやセルライトが気になる 足首を細く見せたい ふくらはぎを痩せたい」と記載
- ・ 「ただ細いだけじゃない《短期即効》♪メリハリ美脚♪を実感してください！！」と記載
- ・ 「短期集中脚痩せ」と記載
- ・ 「足の血液循環を促進 リンパ液の流れを促進 老廃物除去の効率を促進 『脚が太い』原因の1つは・・・過度の疲労・ストレス 年齢を重ねるに連れて足の筋肉のポンプが衰え むくみ・たるみ発生」と記載
- ・ 「スマートレッグは心臓から動脈を経由して送り出され」と記載するとともに人体の透過図を掲載した上で「《身体を一巡り》して循環する血液を促進！！」と記載するとともに血管内部のイメージ図を掲載した上で「他社平均20hpaに対し最も理想的な圧力30hpa強を足首に深くかけることで」と記載するとともに器具を装着した人の下腿部の画像を掲載した上で「医療器具並の威力！！衰退した筋肉を代行してポンプの役割を果たします」と記載するとともに人の脚部の筋肉のイメージ図を掲載した上で「更にふくらはぎから太ももにかけて上に上がるにつれて徐々に徐々に圧力を弱めていくことで ───【結果】───」と記載するとともに人の上半身及び脚部を比較した画像を掲載した上で「重力に逆らって人間の理想的な本来の位置に脂肪を固定します」と記載するとともに人の胸部の画像を掲載
- ・ 「T w i t t ● rでも喜びの声が殺到！！↓↓↓↓↓」と記載するとともに人の脚部を比較したソーシャルネットワークキングサービスの画像を掲載した上で「何故、こんなにも脚が細くなるのか・・・？血流だけじゃない！！こだわりポイントは独自製造特許申請中のP o l y a c r y l a t e S y s t e m ポリアクリレート系編み目構造システムを採用」及び「最先端治療法として医療分野でも大注目され日本サイ

エンステクノ学会でも発表された特殊な編み目構造をスマートレッグでも《採用》
【H. M. P製法】(Hydro. Meta. Processing) ▼ ▼ ▼ ▼ ▼
特許申請中の特殊な製造を用いて引締め効果の強い機能性着圧を生み出しています
その結果・・・履いている時間全てが《強制脂肪燃焼》タイムに変換！！」と記載

- ・ 「まるで『魔法』にかけられたように脚・ふくらはぎ・太もも お尻・お腹周りの脂肪燃焼が止まりません！！痩せ過ぎにご注意下さい！！ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼」と記載するとともに人の脚部を比較した画像を掲載した上で「当商品は医療用スパッツを改良した商品であり急激に燃焼効果を上昇させるため過剰なダイエット目的でのご使用は非常に危険です！！」と記載
- ・ 「ただ細いだけじゃない《短期即効》履いている時間全てが《強制脂肪燃焼》タイムに変換！！」と記載
- ・ 「まるで『魔法』にかけられたように脚・ふくらはぎ・太もも お尻・お腹周りの脂肪燃焼が止まりません！！足の血液循環を促進 リンパ液の流れを促進 老廃物除去の効率を促進」と記載